



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 ダブル・スコープ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 崔 元根
 (コード番号 6619 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼経営企画本部長
 竹 居 邦 彦
 (T E L 0 3 - 5 4 3 6 - 7 1 5 5)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 30 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、リチウムイオン二次電池 (LiB) を構成する主要 4 部材のひとつであるセパレータの開発・生産・販売を事業としております。当社グループの主力事業である LiB セパレータ市場におきましては、販売数量の拡大が続き、市場全体の 70%を占める民生用途では電池容量の拡大を受け、販売数量は年間 10%程度で安定的に伸びております。また、30%を占める輸送用機器用途での販売数量は、中国の電気自動車 (EV) 及び EV バスへの政策誘導による需要拡大が大きく寄与し年間 30%以上の顕著な伸びを示しております。なお、日本・欧米における EV・ハイブリッドカー (HEV) の需要も燃費規制の高まり等から今後更なる拡大が期待されております。

当社グループでは、Tier 1 など主要顧客への販売が安定的に拡大しており、その受注量も年々増加しています。また、当社製品の特徴である高エネルギータイプ (大容量×高密度) を活かし、更なる市場シェアアップを目指すとともに、既存用途に加え、リチウムイオンキャパシタ等の産業用途、淡水化用イオン交換フィルターや人工透析用フィルター等の生活・メディカル関連用途などに展開することが可能であり、中長期的には当社グループの新規事業、新分野として成長させることを目指しております。

当社の中期経営計画「Vision2017」においては、①売上高 130 億円以上、②営業利益率 18%以上、③ ROE11%以上を数値目標としておりますが、その先にはメンブレンフィルム専門メーカーとして、リーディングカンパニーとなるべく、グローバルシェア 20%を目指して事業計画を推進してまいります。

このような中、当社は引き続き増加が期待される EV 需要のさらなる拡大に対応すべく、平成 28 年 2 月 22 日に韓国忠清北道及び忠州市との間で新たに工場用地取得に係る覚書を締結しております(※)。

今回の資金調達は、当該工場用地における生産ライン増設に向けた成長資金の確保により、増加する顧客からの供給依頼に早期に対応する事を目的としたものであります。

開示済みの第 5 号生産ライン (平成 28 年 8 月量産移行予定)、第 8・9 号生産ライン (平成 29 年下期量産移行予定)、当該工場用地における第 1 段階として想定される 4 本の新生産ライン、これらすべてが稼働した場合、平成 27 年末時点の生産能力に対し、約 250%の能力増強になると想定しております。

中期経営計画「Vision2017」の達成を確実なものとするべく、設備投資を 1 年前倒して実行することにより、今後の新たな 10 年に向けた当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を図ってまいります。

注 (※) 本日付発表の「韓国における工場用地取得および生産設備投資決定のお知らせ」をご参照ください。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,220,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年6月7日(火)から平成28年6月9日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成28年6月14日(火)から平成28年6月16日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 崔 元根に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 180,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 崔 元根に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 180,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成28年6月27日（月）
- (6) 払込期日 平成28年6月28日（火）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 崔 元根に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から180,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、180,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成28年5月30日（月）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式180,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成28年6月28日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年6月20日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	14,213,100株	(平成28年5月30日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	1,220,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	15,433,100株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	180,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	15,613,100株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 8,550,100,000 円について全額を当社連結子会社である W-SCOPE KOREA CO., LTD. に対する投融資資金に充当する予定であります。その内訳は、平成 28 年 12 月末までに 4,000 百万円、平成 29 年 12 月末までに 3,000 百万円、平成 30 年 12 月末までに残額を充当するものであります。

当社は、W-SCOPE KOREA CO., LTD. が操業中の 2 区画に加え、新たに工場用地を取得し、韓国における新たな生産拠点を構築することといたしました。この第 1 段階として、当社グループでは、製品製造能力の拡充を図るため、第 10 号から第 13 号までの 4 本の生産ライン設備((注) 1)増設を決定いたしました。

本手取金はその全額を当該生産ライン設備増設資金に充当するものであります。

平成 28 年 7 月の着手及び平成 30 年以降の量産出荷開始を目指し、現在は第三工場用地の賃貸借契約締結に向けた準備を進めております((注) 2)。なお、実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力 (注) 3
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	本社 (大韓民国 忠清北道忠 州市)	第 10 号、第 11 号、第 12 号およ び第 13 号生産 ライン	13,500	—	増資資金 及び銀行 融資	平成 28 年 7 月	平成 30 年 12 月	生産量約 80%増

(注) 1. 生産ライン設備とは当社製品であるリチウムイオン二次電池用セパレータの成膜工程を行う装置一式のことをいい、具体的には原材料の混練装置、フィルム延伸装置、フィルム巻き取り装置、フィルム裁断装置などが含まれます。

2. 当社では平成 28 年 2 月 22 日、韓国忠清北道及び忠州市と工場用地約 6 万坪取得に係る覚書を締結し、更に平成 28 年 4 月、韓国企画財政部に対し海外直接投資 (FDI) を申請して参りました。

現在、韓国忠清北道が韓国企画財政部に対し租税減免地域の新設に関する許可申請を行っており、本許可申請が降り次第、当社は土地の取得に関する正式契約を締結致します。

生産設備に関しましては平成 28 年 7 月以降、装置メーカー等と契約締結、発注する予定であります。

なお、覚書締結内容は以下のとおりであります。

所在地：大韓民国忠清北道忠州市大召院面

投資金額：2022 年 (平成 34 年) までに USD 3 億 (315 億円相当)

敷地面積：約 200,000 m²

取得の方法：50 年の賃貸借契約

3. 「完成後の増加能力」については平成 27 年 12 月末比にて記載しております。

平成 28 年 8 月に量産移行予定の第 5 号生産ライン、平成 29 年下期に量産移行予定の第 8・9 号生産ラインの合計 3 本の新設に加え、今般投資決定された第 10 号から第 13 号までの生産ラインがすべて稼働した場合、平成 27 年 12 月末の生産能力に対し、約 250%の生産能力になると想定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、製造設備投資及び研究開発投資資金に有効活用することにより、長期的な企業価値の向上に役立て、株主の皆様のご期待に応えるべく努めてまいります。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
1株当たり連結当期純利益	9.70円	37.30円	129.04円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	—円 (—)	—円 (—)	10.00円 (—)
実績連結配当性向	—%	—%	7.7%
自己資本連結当期純利益率	1.5%	5.0%	15.6%
連結純資産配当率	—%	—%	1.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成25年12月期及び平成26年12月期については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。平成25年12月期及び平成26年12月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.0%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成22年2月26日	182,000株	650円	325円	平成24年2月27日から 平成32年2月26日まで
平成22年2月26日	1,000株	650円	325円	平成22年3月6日から 平成32年2月29日まで
平成22年2月26日	177,500株	650円	325円	平成22年3月6日から 平成32年2月29日まで
平成23年4月22日	337,500株	800円	400円	平成25年5月7日から 平成33年5月6日まで
平成24年12月13日	200,000株	480円	240円	平成27年1月8日から 平成35年1月7日まで
平成28年3月16日	355,000株	1,700円	850円	平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで

- (注) 平成23年8月12日開催の取締役会決議により、平成23年8月31日付で当社普通株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	422 円	567 円	705 円	4,550 円
高 値	697 円	985 円	4,500 円	7,350 円
安 値	320 円	515 円	670 円	3,010 円
終 値	569 円	702 円	4,500 円	6,210 円
株価収益率	58.66 倍	18.82 倍	34.87 倍	—

- (注) 1. 平成28年12月期の株価については、平成28年5月27日(金)現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社主要株主である崔 元根は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。